

# 公益社団法人 日本青年会議所

## 会員会議所認証番号に 関する細則

(目的)

**第1条** 定款第8条第3号に基づき、公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）会員会議所認証番号に関する細則を定める。

2 本細則は、認証番号の適正なる管理運営を目的とする。

(管理)

**第2条** 認証番号は、本会事務局が管理する。

(認証番号の付与)

**第3条** 認証番号は、新設青年会議所が理事会において本会への入会が認証された順に付与する。

(変更)

**第4条** 認証番号は、原則として変更することはできない。

2 ただし、次の場合は、本会理事会において了承された場合に変更できる。

(1) 2つ以上の青年会議所が統合し、1つの青年会議所が存続する場合で、存続青年会議所が認証番号変更の意思がある場合

3 本会理事会において認証番号変更の議決を行う場合は、統合される青年会議所の廃止が本会理事会に報告された以降とする。

4 本会理事会にて認証番号の変更が認められた場合の新たに付与する認証番号は第3条に準ずる。

(担当委員会)

**第5条** 認証番号変更を行う会員会議所に助言と協力を与えるため、青年会議所新設に関する規程第5条の本会委員会（以下「担当委員会」という）は、認証番号変更に関する事項についても担当する。

2 担当委員会は、認証番号変更を希望する青年会議所および廃止される青年会議所の実態を調査し、本会理事会に報告する。

(申請書類及び提出期限)

**第6条** 認証番号変更を行う青年会議所は、認証番号変更の審議を受けようとする本会理事会の開催予定日の2ヶ月前までに、本会理事会へ担当委員会を通じて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 認証番号変更申請書
- (2) 認証番号変更理由書
- (3) 廃止青年会議所統合理由書
- (4) スポンサー青年会議所認証番号変更推薦書
- (5) 歴代理事長またはOB会認証番号変更推薦書
- (6) 地区会長認証番号変更推薦書

(7) ブロック会長認証番号変更推薦書

(8) 担当委員会報告書

(9) 参考資料（必要時）

(理事会の審議)

**第7条** 本会理事会は、第4条第2項1号による認証番号変更の可否を議決する。

(認証番号変更の承認)

**第8条** 本会理事会において認証番号変更が承認されたときは、本会は担当委員会を経て認証番号変更を希望する会員会議所に速やかに通知しなければならない。

(認証番号変更の不承認)

**第9条** 本会理事会において認証番号変更が承認されなかったときは、本会は担当委員会を経て理由を付した書面を認証番号変更を希望する会員会議所に速やかに通知しなければならない。

(退会)

**第10条** 会員会議所が本会を退会した場合、それまでの認証番号は永久に欠番とする。

(補則)

**第11条** 本細則に定めのない事項については、本会の定款、規則、規程及び細則を準用することとし、準用すべき規定がない場合は、理事会において議決するものとする。

**附 則**

この細則の変更規定は、平成22年10月16日から施行する。

平成16年 7月23日 制定

平成20年10月 2日 改正

平成22年10月16日 改正